

中東知的財産ニュースレター Vol. 112

◆ 目次

1. 主要トピック

バーレーン

- ・ロカルノ協定への加入

オマーン

- ・企業に商標登録を要請
- ・模倣品の自動車部品 13,000 点を押収

サウジアラビア

- ・地理的表示保護の推進
- ・新著作権法の導入

アラブ首長国連邦（UAE）

- ・スペイン/モロッコと知財協力協定を締結

イエメン

- ・新たな商標審査システムが発足

2. 他のトピック

文末を参照

◆ ニュース

1. 主要トピック

バーレーン

・ロカルノ協定への加入^{1 2}

「2026 年法律第 21 号」 (Law No. 21 of 2026) に基づき、バーレーンは「意匠の国際分類に関するロカルノ協定」 (Locarno Agreement for the International Classification of Industrial Designs) への加入を承認した。

ロカルノ協定は意匠に関する標準的な国際分類システムを定めており、複数の法域にまたがる意匠権の分類、検索および管理を容易にするものである。バーレーンが同協定に加入したことは、知的財産に関する国際規範に同国が適応し続けていることを示している。

意匠権者の立場から見れば、今回のロカルノ協定加入は、バーレーンにおける意匠出願の分類と管理の一貫性を強化する基盤となるはずである。

オマーン

・企業に商標登録を要請³

オマーン商工投資促進省 (Ministry of Commerce, Industry and Investment Promotion) は、企業に対し自社商標の登録を要請している。ブランド・アイデンティティを保護し、不正使用のリスクを軽減するためである。

商標登録を求める商工省のキャンペーンは、排他的な権利を確保し無許可使用に対するエンフォースメントを支える実際的な手段としての商標登録の重要性を強調するとともに、知的財産権に関わる企業向けの啓発活動にオマーンが幅広い関心を寄せていることを反映している。

商標権者にとって、同省の組織的な登録要請が示すメッセージは明快である：商標登録はオマーン市場において商業的な識別表示を保護するための第一歩であり、最も重要なステップでもある、ということだ。

・模倣品の自動車部品 13,000 点を押収⁴

オマーン北部のバルカ州 (Wilayat of Barka) において、オマーン消費者保護局 (Consumer Protection Authority) が自動車用スペアパーツの模倣品 13,000 点余りを押収した。

¹ https://www.lexismiddleeast.com/gazette/Bahrain/2026_3885/en

² <https://oneworldip.com/bahrain-accession-to-the-locarno-agreement-for-the-international-classification-of-industrial-designs/>

³ <https://www.muscatdaily.com/2026/06/14/mociip-calls-for-mandatory-trademark-registration/>

⁴ <https://www.omanobserver.om/article/1190822/oman/cpa-seizes-over-13000-counterfeit-car-parts-in-barka>

今回の強制捜査は、とある住宅で自動車用スペアパーツの模倣品が売られているという消費者からの報告を受けて、バルカ州の消費者保護局 (Department of Consumer Protection) が検察庁 (Public Prosecution) と協力して実施したものである。報道によれば、国際的な商標名を表示されたエアクリナーや点火プラグなどが押収品に含まれていたという。

この事例は、模倣品の自動車部品を対象としたエンフォースメント活動が続けられていることを明らかにしている。自動車部品という製品カテゴリーは、ブランド保護と消費者安全という二つの面で懸念的となっているからである。

サウジアラビア

・新著作権法の導入⁵

サウジアラビアは、国王令 M/169 号 (Royal Decree No. M/169⁶) に基づき、旧法 (2003 年法) の法的枠組みに代わる新たな著作権法を制定した。新法は、一定の移行期間を経て 2026 年 8 月 12 日付で発効する予定である。

新法による主な改正点としては、保護範囲の拡大 (外国の著作物も保護対象となる)、人格権の強化、職務著作物の所有権に関するルールの明確化、ソフトウェアとデータベースに関する規定、AI 関連用途のためのテキストおよびデータマイニングに関する限定的な例外規定、オンライン・プラットフォームに関する免責規定 (セーフハーバー)、侵害に対する罰則の強化等が挙げられる。

新たな著作権法は、サウジアラビアの著作権制度の現代化に向けた重要なステップであり、サウジアラビア国内で活動する著作者、出版社、ソフトウェア会社、オンライン・プラットフォーム、権利者といった各方面に実質的な影響を及ぼすことが予想される。

・地理的表示保護の推進⁷

サウジアラビア知的財産総局 (Saudi Authority for Intellectual Property ; SAIP) は、2026 年 4 月 30 日付の理事会決議第 2026/39/01 号 (Board Resolution No. 2026/39/01⁸) により、「地理的表示保護制度実施規則」 (Implementing Regulations of the Geographical Indications Protection System) を承認した。

この規則は、2025 年 11 月 17 日の国王令 M/102 号 (Royal Decree No. M/102) に基づく地理的表示保護制度の施行を受けて策定されたもので、その品質、評価または特徴が特定の地理的原産地と結びついている製品の保護に関する枠組みを定めている。

⁵ <https://utmps.com/saudi-arabias-new-copyright-law-key-changes-and-implications/>

⁶ <https://decreesa.com/p/514446/>

⁷ <https://rouse.com/insights/news/2026/saudi-arabia-advances-geographical-indications-protection-with-new-regulations>

⁸ <https://decreesa.com/p/516103/>

地理的表示保護制度と規則が発効し、適用される公定手数料が公示された暁には、SAIP が地理的表示登録申請の受け付けを開始することになっている。この新たな制度は、特に農産物、食料品・飲料品、手工芸品、伝統的工芸品などの産品にとって重要なものとなるだろう。

アラブ首長国連邦（UAE）

・スペイン/モロッコと知財協力協定を締結⁹

UAE 経済・観光省（Ministry of Economy and Tourism）は、スペイン特許商標庁（Spanish Patent and Trademark Office）およびモロッコ工業所有権庁（Moroccan Office of Industrial and Commercial Property）との覚書に署名した。

覚書という形で成立した両国との協定は、以下のような分野における協力強化を目的としている：産業財産；特許登録；知識交流；能力開発；特許の管理・検索・分類におけるデジタルツール（AI を含む）の利用。

以上の協力協定の構想は、自国の知財エコシステムの現代化と各国知財庁との国際協力強化を目指す UAE の持続的な取組を示すものである。

イエメン

・新たな商標審査システムが発足¹⁰

イエメンの経済産業投資省（Ministry of Economy, Industry and Investment）がウェブサイトの新設し、電子商標審査システムを発足させた。プラットフォーム¹¹新設の趣旨は、同省のデジタルサービスをサポートするとともに、各種情報・ガイダンス・苦情窓口・法律資料へのアクセスを提供することである。

新たに導入された商標審査システムの目的は、商標のためのデジタル ID プラットフォームとして機能することである。商標保護の提供に先立って、このシステムが自動類似性チェックをサポートし、潜在的な模倣やなりすましの発見を助け、商標の有効性や適法性を確認することになる。

権利者の立場から見れば、これらの新たな措置によって審査プロセスが改善され、商標行政の透明性が向上する可能性がある。

⁹ <https://www.moet.gov.ae/en/-/uae-signs-mous-with-spain-and-morocco-to-enhance-cooperation-in-industrial-property-patent-registration-knowledge-exchange-and-capacity-building>

¹⁰ <https://www.saba.ye/en/news3720994.htm?cid=14>

¹¹ www.moit.gov.ye

2. 他のトピック

ヨルダン

- ・ジェネリック医薬品製造者を優遇する法律が論議された下院知財小委員会のヒアリングで注目されるヒクマ判決（Hikma Ruling）の重要性

<https://ipwatchdog.com/2026/06/04/hikma-ruling-looms-large-house-ip-subcommittee-hearing-debating-legislation-favoring-generic-drugmakers/> (2026 年 6 月 4 日)

クウェート

- ・サルミヤ地区（Salmiya）の強制捜査によりクウェートの複数の当局が模倣品 6,000 点余りを押収

<https://www.arabtimesonline.com/news/kuwait-authorities-seize-over-6000-counterfeit-items-in-salmiya-raid/> (2026 年 6 月 3 日)

中東全域

- ・御社のブランドは大丈夫？中東・北アフリカ地域で商標侵害により押収された製品は 360 万点

<https://menafn.com/1111297104/36-Million-Products-Seized-For-Trademark-Violations-In-MENA-Could-Your-Brand-Be-Next> (2026 年 6 月 23 日)

オマーン

- ・新サイバー法によりオマーンのデジタルセキュリティが向上

<https://timesofoman.com/article/172462-new-cyberlaw-to-enhance-omans-digital-security> (2026 年 6 月 1 日)

- ・情報省（Ministry of Information）がデジタルメディア・プラットフォームに強制ライセンスの取得を要請

<https://timesofoman.com/article/172603-ministry-of-information-urges-digital-media-platforms-to-secure-mandatory-licenses> (2026 年 6 月 5 日)

- ・保健省（MoH）が組織的な模倣医薬品取締り活動に着手

<https://www.muscatdaily.com/2026/06/14/moh-launches-campaign-to-combat-counterfeit-medical-products/> (2026 年 6 月 14 日)

- ・オマーン産の乳香が地理的表示として国際的な認知を獲得

<https://utmps.com/oman-obtains-international-geographical-indication-recognition-for-frankincense/> (2026 年 6 月 18 日)

- ・オマーン税関が UAE との国境アル・ハトム（Al Khatm）において未申告の電子機器および電化製品を押収

<https://www.muscatdaily.com/2026/06/22/oman-customs-seizes-undeclared-electronics-and-appliances/> (2026 年 6 月 22 日)

カタール

・カタール商工省（Ministry of Commerce and Industry）が特許審査研修プログラムを主催
<https://qna.org.qa/en/news/news-details?id=commerce-and-industry-ministry-organizes-patent-examination-training-program&date=10/06/2026> (2026 年 6 月 10 日)

・カタールの国家知的財産戦略に関して商工省（MoCI）がラウンドテーブルを開催
<https://thepeninsulaqatar.com/article/18/06/2026/moci-organises-roundtable-discussion-on-qatars-national-intellectual-property-strategy> (2026 年 6 月 18 日)

サウジアラビア

・サウジアラビアにおける医薬品/医療機器特許の保護：すべての発明者が知っておくべき 2 段階プロセス
<https://gowlingwlg.com/en-gb/insights-resources/articles/2026/protecting-pharmaceutical-and-medical-device-patents-in-saudi-arabia> (2026 年 6 月 1 日)

・リヤドに本社を置くセメント大手の Northern Region Cement Company が同じくセメント大手でジェッダを拠点とする Safwa Cement Company に対する訴訟提起を発表
<https://www.saudiexchange.sa/wps/portal/saudiexchange/newsandreports/issuer-news/issuer-announcements/issuer-announcements-details/?anId=95941&anCat=1&cs=3004&locale=ar> (2026 年 6 月 8 日)

・サウジアラビアの女性主導型 IT ブームの内幕
<https://www.voguearabia.com/article/saudi-arabia-female-led-tech-boom> (2026 年 6 月 10 日)

・サウジアラビアの大学がナノテクノロジーに関して 5 件の米国特許を取得
<https://www.arabnews.com/node/2647163> (2026 年 6 月 14 日)

・サウジアラビア南部のナジュラン大学（Najran University）が高機能カプセル剤に関する革新的な技術で米国特許を取得
<https://www.spa.gov.sa/en/N2613645> (2026 年 6 月 16 日)

・内閣が「リヤド意匠法条約」（Riyadh Design Law Treaty）を批准したことで知財エコシステムの支援と世界的な意匠保護の発展にサウジアラビアが果たす積極的な役割が改めて浮き彫りに
<https://www.linkedin.com/posts/aetaeuaesaebabraepaesaeawaeaaeaeapaej-share-7472723070604972033-mZKz/> (2026 年 6 月 17 日)

・バイオシミラー（Biosimilars：バイオ医薬品の特許満了後に他社が発売する後発医薬品）の合理化に向けた世界的な動きにサウジアラビアも同調

<https://insights.citeline.com/generics-bulletin/policy-and-regulation/saudi-arabia-joins-global-push-to-streamline-biosimilars-45SOYJSN5FGCZIE5QCBTBIRYF4/> (2026 年 6 月 17 日)

・サウジアラビアと「外国公文書の認証を不要とする条約」(Apostille Convention)：知財関連書類も同様の扱いに

<https://thepatentplace.com/blog/saudi-arabia-ip-document-apostille/> (2026 年 6 月 18 日)

・無許可使用の発生から権利回復の合意に至るまで

https://www.linkedin.com/posts/between-unauthorized-use-and-an-agreement-share-7474417348226179073-0Gom/?utm_source=share&utm_medium=member_desktop&rcm=ACoAAB4uUjoBeP27iGJs1KXVftfax5QIGWTlaw8 (2026 年 6 月 22 日)

・エンフォースメントから啓発へ

https://www.linkedin.com/posts/from-enforcement-to-awareness-integrated-share-7475515252907012097-uYr3/?utm_source=share&utm_medium=member_desktop&rcm=ACoAAB4uUjoBeP27iGJs1KXVftfax5QIGWTlaw8 (2026 年 6 月 24 日)

トルコ

・トルコの数学教師が Netflix を相手取った著作権訴訟に勝利

<https://www.turkiyetoday.com/lifestyle/turkish-math-teacher-wins-copyright-suit-against-netflix-3221794> (2026 年 6 月 12 日)

・トルコではオリーブ油は単なる「定番の食材」ではない：伝統的な文化の象徴として地域経済を牽引するオリーブ油

https://www.linkedin.com/posts/hasankleib_wipo-taesrkiye-geographicalindications-ugcPost-7472256678323761152-bjIB/?utm_source=share&utm_medium=member_desktop&rcm=ACoAAB4uUjoBeP27iGJs1KXVftfax5QIGWTlaw8 (2026 年 6 月 15 日)

・トルコにおける知的財産と独占禁止に関する概説

<https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=d0efc233-1182-4ced-a7d4-7c5ec3a0b64e&g=d0efc233-1182-4ced-a7d4-7c5ec3a0b64e> (2026 年 6 月 15 日)

アラブ首長国連邦 (UAE)

・シャルジャ首長国の王女であり国際的文化人としても名高い Bodour Al Qasimi 氏の立ち合いのもと UAE の首長国連邦複製権管理団体 (ERRA) とポーランドの複製権団体 KOPIPOL が協力協定に署名

<https://www.emirates247.com/uae/bodour-al-qasimi-witnesses-signing-of-cooperation-agreement-between-erra-and-kopipol/2148> (2026 年 6 月 1 日)

・ アブダビでオンライン詐欺を通報する方法——偽装検索リンクによる悪質サイトへの誘導についてアブダビ警察が警告

<https://www.arabianbusiness.com/business/technology/abu-dhabi-report-online-fraud> (2026 年 6 月 7 日)

・ UAE の商標：休眠商標が新規出願の妨げとなる場合

<https://rouse.com/insights/news/2026/uae-trade-marks-when-dormant-applications-still-block-new-filings> (2026 年 6 月 17 日)

イエメン

・ 文化観光省（Ministry of Culture, Tourism）の会合で著作者と実演家に関する問題を協議

<https://www.saba.ye/en/news3727466.htm> (2026 年 6 月 20 日)

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 112

[著者]

Saba Intellectual Property



[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所



2026 年 7 月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Saba Intellectual Property が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。